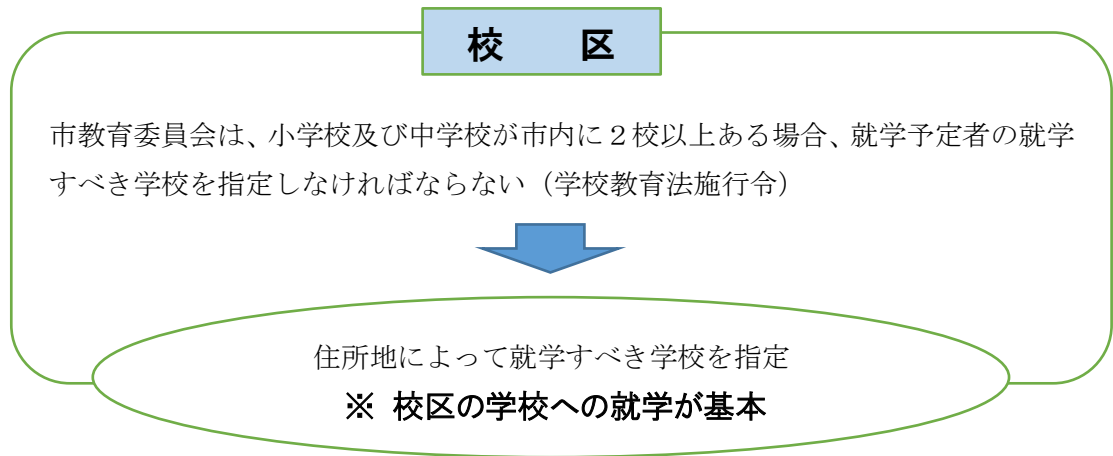


校区外就学希望制度の検証について

1. 校区とは



⇒ ただし、やむを得ない理由があれば「就学校変更」は可能

- ① 転居に伴うもの
- ② 保護者の就労等、家庭の事情によるもの
- ③ 心身の事情等、教育的配慮

2. 校区に関わる制度見直しの契機

(1) 国の規制緩和の動き（平成15年）

市教育委員会の判断で「学校選択制」の導入が可能となったことにより検討

- ア 自由校区制……市内の全学校から選択可能
- イ ブロック選択制…市内をブロックに区切りその範囲で選択可能
- ウ 特定地域選択制…特定の地域のみ選択可能

(2) 就学校変更の要望の増加

小規模開発等により、通学距離や生活圏等を理由とした指定校変更の要望が増加したことにより、許可基準の拡大を検討



(1)と(2)のいずれも導入せず

- (1) について
 - 人気校・不人気校の二極化が起きる恐れ
 - 地域の学校を維持し、安定性を確保することが困難
- (2) について
 - 市内全域で公平な扱いにならない
 - 明確な基準を定めることが困難

別の手段
を検討

3. 校区外希望就学制度の導入と課題

平成17年度入学者より 校区外就学希望制度を導入

市内全域で公平な扱いが可能な、川西市独自の制度として導入

<条件>

- 新1年生に限る（⇔転入者は不可）
- 隣接校に限る（⇔希望する学校が隣接校区でない場合は申請できない）
- 適用可能人数を当該校入学予定者の5%、受入人数をクラス数に影響のない人数に限る（⇔5%を超えると抽選が発生する） ※優先枠除く（以下参照）

第1回制度検証（平成19年）【制度改正】

- ・落選者を補欠扱いとし、辞退者が出た場合は繰り上げ当選とする。

第2回制度検証（平成21年）

- ・「直ちに制度の見直しを行う状況にない」との答申を受け、制度改正は行わず。

第3回制度検証（平成24年）【制度改正】

- ・小学校入学時に本制度で就学した学校を卒業し、その小学校の属する中学校区の中
学校を希望した場合は、優先扱いとし抽選対象外とする。
- ・入学時に兄弟が本制度で希望先の学校に在学している場合、5%限度枠及び受入枠
で優先扱いとする。

第4回制度検証（平成27年）

- ・「現状で運用を行うことが妥当である」との答申を受け、制度の改正は行わず。
同時に、「引き続き、申請状況は毎年確認し、5年ごとの検証時期にとらわれず制
度の見直し等対応する必要があると考える」との答申を受け、申請状況の確認を行
っている。

現状における課題

- ① 一部の地域で、毎年5%枠の抽選が発生している
本制度で申請しても希望校に行けない児童生徒がいる
- ② 就学希望が可能な学校数が住所地によって異なる
地域により隣接校数が異なる（最大6校・最小1校）
希望校の選択肢が限られる地域がある